

八峰町社会福祉協議会善意銀行規程

(名 称)

第1条 この銀行は、八峰町社会福祉協議会善意銀行(以下「善意銀行」という)という。

(所 在)

第2条 この善意銀行は、八森町字家の後6番の4八峰町社会福祉協議会(以下「社協」という)におく。

(目 的)

第3条 この善意銀行は、町民からの金品の預託を受け、社会福祉の増進に効果的に活用することを目的とする。

(事 業)

第4条 この善意銀行は、前条の目的を達するために、預託者の指定があれば指定に従って配分し、指定がなければ次の事業に対し効果的に配分する。

- (1) 社会福祉施設及び全町的なボランティア団体・障害者団体への援助
- (2) 先駆的社会福祉サービスを行う団体等への援助
- (3) 社会福祉の増進・普及に必要な資材等の整備及び資料の提供
- (4) その他目的を達成するために必要と認められる事業

(運営委員会)

第5条 善意銀行の適切な運営を図るため、運営委員会を設置する。

- (1) 運営委員は5名以内とし、ボランティア活動関係者・社会福祉施設・社会福祉関係団体・関係行政機関・学識経験者の中から社協会長が委嘱する。
- (2) 運営委員会には、委員の互選によって委員長1名、副委員長1名をおく。
- (3) 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会 計)

第6条 この善意銀行の収支は経理規程に基づき一般会計で行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、その他必要な事項は社協会長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成18年3月27日から施行する。